令和８年度 第２回

自動車整備技能登録試験（学科・実技）実施のご案内

受付期間　令和８年12月14日（月）～12月18日（金）

試験日・実施種目等

学科（筆記）試験　令和９年３月14日（日）

会場：TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター

※印は新試験

ラウンド	実施種目	入室時間	試験時間
1	３級自動車（総合）※ ３級自動車ジーゼル・エンジン ３級自動車（二輪）※ ３級二輪自動車	８時４５分 ～ ９時０５分	９時２０分 ～ １０時２０分
	２級ジーゼル自動車		９時20分～１０時40分
2	３級自動車シャシ	１０時４５分 ～ １１時０５分	11時20分～12時20分
	２級自動車（総合）※ ２級ガソリン自動車 自動車電気・電子制御装置※ 自動車電気装置 自動車車体・電子制御装置※ 自動車車体		１１時２０分 ～ １２時４０分
3	３級自動車ガソリン・エンジン ２級自動車シャシ	１２時５０分 ～ １３時１５分	１３時３０分 ～ １４時３０分
	１級小型自動車		13時30分～15時10分

※出題形式：全問４肢択一式でマークシート方式　※簡易な電卓（計算機能のみ）の使用可（文字入力・通信機能付きは使用できません）
※出題数：１級は５０問、２級（総合・ガソリン・ジーゼル）・電装・車体は40問、３級・２級シャシは30問
※昨年度の合格基準：１級は８割以上の正解、２級・３級・電装・車体は７割以上の正解（１級・２級は分野別責任点あり）

学科（口述）試験　令和９年５月９日（日）１級小型自動車

会場：未定　※１級小型の筆記試験合格者が対象です。

出題数：２問（①故障診断②整備方法③整備後の説明④その他）計10分

実技試験　令和９年８月22日（日）１級小型自動車

会場：未定　※口述試験合格者が対象です。

出題数：４問（①基本工作②点検・分解・組立・調整及び完成検査③修理④整備用試験機・計量器及び工具の取扱い）計40分

合格発表について

- 学科（筆記）試験　令和９年３月30日（火）予定
- 学科（口述）試験　令和９年５月25日（火）予定

振興会本部及びホームページ（TOSSNET）にて合格者の受験番号を掲示します。合否通知用はがきは発表日以降に発送します。

受験案内について

受験案内のハガキは３月１日に発送予定です。３月12日までにハガキが届かない場合は、お問い合わせください。なお、１級小型の受験者で筆記試験合格者（免除者を含む）への口述試験の受験案内は５月上旬に発送予定です。

受付場所　一般社団法人　東京都自動車整備振興会　※郵送での受付は行いません。

教育部	渋谷区本町４－16－４（東京都自動車整備教育会館１階）	03-5365-4300
品川支所	品川区東大井１－12－17（品川検査場構内Ｄ棟）	03-3471-6931
足立支所	足立区南花畑４－14－４（足立検査場向いＤ棟）	03-3884-3211
練馬支所	練馬区北町２－８－10（練馬検査場構内Ｄ棟）	03-3559-1161
多摩支所	国立市北３－29－８	042-525-9919
八王子支所	八王子市滝山町１－267－６（八王子検査場構内Ｆ棟）	042-691-6117

受験資格は２ページと３ページをご確認ください。

1級小型自動車

試験日の前日（令和９年３月13日）において、2級自動車整備士資格（シャシを除く）取得後の自動車の整備に関する実務経験が下記に該当すること。

学歴などによる区分（卒業又は修了者）		2級自動車整備士資格（シャシを除く）取得後の自動車整備作業に関する実務経験
一　　般	下記の学歴などに該当しない者	３年以上（令和6年3月以前2級資格取得者）
一種養成施設	1級課程	実務経験不要

口述試験　次のいずれかの1級小型自動車の筆記試験合格者
令和７年３月・令和８年３月・令和９年３月実施の登録学科（筆記）試験

実技試験　次のいずれかの1級小型自動車の口述試験合格者
令和７年５月・令和８年５月・令和９年５月実施の登録学科（口述）試験

※口述試験合格者が、免除期間中に再度口述試験から受験することはできません。

旧制度の試験

2級（ガソリン、ジーゼル）

試験日の前日（令和９年３月13日）において、3級自動車整備士資格取得後の自動車の整備に関する実務経験が下記に該当すること。

学歴などによる区分（卒業又は修了者）		3級自動車整備士資格取得後の自動車整備作業に関する実務経験
一　　般	下記の学歴などに該当しない者	2年以上（令和7年3月以前3級資格取得者）
高校、専修（各種）学校	機械に関する学科、電気又は電子に関する学科	1年4ヵ月以上（令和7年11月以前3級資格取得者）
一種養成施設	3級課程	
大学、高専	機械に関する学科、電気又は電子に関する学科	1年以上（令和8年3月以前3級資格取得者）
一種養成施設、認定大学	2級課程	3級資格及び実務経験不要
職業能力開発総合大学校	産業機械工学科	

3級（シャシ、ガソリン、ジーゼル、二輪）

試験日の前日（令和９年３月13日）において、自動車の整備に関する実務経験が下記に該当すること。

学歴などによる区分（卒業又は修了者）		自動車整備作業に関する実務経験
一　　般	下記の学歴などに該当しない者	６ヵ月以上
大学、高校、専修（各種）学校	機械に関する学科、電気又は電子に関する学科	３ヵ月以上
大学、高専、高校	自動車に関する学科	実務経験不要
一種養成施設	2・3級課程	
自動車タイヤ整備士又は自動車車体整備士の資格取得者		3級自動車シャシ受験者は実務経験不要
自動車電気装置整備士の資格取得者		3級自動車ガソリン・エンジン 3級自動車ジーゼル・エンジン　受験者は、実務経験不要

2級自動車シャシ

試験日の前日（令和９年３月13日）において、3級自動車整備士又は自動車タイヤ若しくは車体整備士資格取得後の自動車の整備に関する実務経験が下記に該当すること。

学歴などによる区分（卒業又は修了者）		3級自動車整備士又は自動車タイヤ若しくは車体整備士資格取得後の自動車整備作業に関する実務経験
一　　般	下記の学歴などに該当しない者	1年4ヵ月以上（令和7年11月以前上記資格取得者）
高校、専修（各種）学校	機械に関する学科、電気又は電子に関する学科	1年以上（令和8年3月以前上記資格取得者）
一種養成施設	3級課程	
大学、高専	機械に関する学科、電気又は電子に関する学科	8ヵ月以上（令和8年7月以前上記資格取得者）
一種養成施設、認定大学	2級課程	上記整備士資格及び実務経験不要
職業能力開発総合大学校	産業機械工学科	

自動車電気装置、自動車車体

試験日の前日（令和９年３月13日）において、受けようとする試験に係わる自動車の装置の整備作業に関する実務経験が下記に該当すること。

学歴などによる区分（卒業又は修了者）		受けようとする試験に係わる自動車の装置の整備作業に関する実務経験	
		電気装置	車　　体
一　　般	下記の学歴などに該当しない者	1年4ヵ月以上	
大学、高専	機械に関する学科、電気又は電子に関する学科	1年以上	
一種養成施設、認定大学	2級課程	8ヵ月以上	
職業能力開発総合大学校	産業機械工学科		
一種養成施設、認定大学	車体課程	1年4ヵ月以上	実務経験不要

受験資格

＊機械、自動車、電気又は電子に関する学科について
科目名で判断できない場合は、履修内容を国交省に確認することになります。
確認には時間を要する為、教育部へ事前にお問い合わせください。受付期間を過ぎてしまうと受験できなくなります。
※その他登録試験事務規程に準ずる

新制度の試験

2級自動車（総合）

試験日の前日（令和９年３月13日）において、自動車整備士（新制度の三級自動車整備士（二輪）を除く）資格取得後の自動車の整備に関する実務経験が下記に該当すること。

自動車整備士資格取得者、学歴などによる区分（卒業又は修了者）		自動車整備士（新制度の三級自動車整備士（二輪）を除く）資格取得後の自動車整備作業に関する実務経験
三級自動車整備士（総合） 三級自動車（シャシ、ガソリン、ジーゼル）整備士 三級二輪自動車整備士（*新制度の三級自動車整備士（二輪）を除く）		2年以上（令和7年3月以前 左記資格取得者）
自動車（タイヤ、電気装置、車体）整備士 自動車電気・電子制御装置整備士 自動車車体・電子制御装置整備士		1年4ヵ月以上（令和7年11月以前 左記資格取得者）
二級自動車整備士（二輪） 二級二輪自動車、二級自動車シャシ整備士		8ヵ月以上（令和8年7月以前 左記資格取得者）
高校、専修（各種学校）	機械に関する学科、電気又は電子に関する学科	1年4ヵ月以上（令和7年11月以前、3級資格取得者）
一種養成施設	3級課程	
大学、高専	機械に関する学科、電気又は電子に関する学科	1年以上（令和8年3月以前、3級資格取得者）
一種養成施設、認定大学	2級課程	3級資格及び実務経験不要
職業能力開発総合大学校	産業機械工学科	

3級自動車（総合）
3級自動車（二輪）

試験日の前日（令和９年３月13日）において、自動車の整備に関する実務経験が下記に該当すること。

学歴などによる区分（卒業又は修了者）		自動車整備作業に関する実務経験
一　　般	下記の学歴などに該当しない者	6ヵ月以上
大学、高校、専修（各種）学校	機械に関する学科、電気又は電子に関する学科	3ヵ月以上
大学、高専、高校	自動車に関する学科	実務経験不要
一種養成施設	2・3級課程	

自動車電気・電子制御装置
自動車車体・電子制御装置

試験日の前日（令和９年３月13日）において、受けようとする試験に係る自動車の装置の整備作業に関する実務経験が下記に該当すること。

学歴などによる区分（卒業又は修了者）		受けようとする試験に係わる自動車の装置の整備作業に関する実務経験が下記に該当すること	
		電気装置	車　体
一　　般	下記の学歴などに該当しない者	1年4ヵ月以上	
大学、高専	機械に関する学科、電気又は電子に関する学科	1年以上	
一種養成施設、認定大学	2級課程	8ヵ月以上	
職業能力開発総合大学校	産業機械工学科		
一種養成施設、認定大学	車体課程	1年4ヵ月以上	実務経験不要

自動車整備士資格の申請（全部免除申請）について

自動車整備技能登録試験は、民間が行う試験です。自動車整備士技能検定試験は、国土交通省（国）が行う試験です。
自動車整備士の資格を取得するためには、国土交通省が実施する「自動車整備士技能検定試験」の学科試験と実技試験（同制度）に合格する必要があります。自動車整備技能登録試験に合格された場合は、国への申請（全部免除申請）をしないと国家資格である自動車整備士資格は取得できません。
また、学科試験と実技試験の免除期間は各々２年間です。整備士資格取得の際は免除期間にご注意ください。

【重要】「旧制度」と「新制度」の混同にご注意ください！
旧試験（ガソリン・ジーゼル等）と新試験（総合等）は別の試験です。全部免除申請をする際は、新旧の種目が完全に一致していることが必要です。組み合わせが違う場合は全部免除申請ができません。今回受験する新旧制度と種目にご注意ください。
※なお、旧制度の実技試験が免除になる技術講習は行っておりませんのでご注意ください。

申請時に必要なもの（1種目毎）

1 申請用紙（受付窓口にて頒布）　青又は黒インク（ボールペンなど）で記入ください。 消えるボールペンは使用しないでください。

2 受験資格を証明する、証書・証明書又は整備技能者手帳など 【コピー不可】

- **事業主の発行する自動車整備作業実務経験証明書**
 ※受験資格の必要年数が確認できるもので社印（ゴム印、スタンプ印不可）若しくは代表取締役印（会社の実印）を押印のもの
 ※以前の手続きで提出していても再度必要になります。
- **学歴などにより実務経験の短縮を受ける方は、卒業証書・証明書又は修了証書・証明書**
- **自動車整備士資格は、検定合格証書・証明書**
 （1級小型の受験者で口述試験から受験する場合は筆記試験合格証明書、実技試験から受験する場合は学科試験合格証書）
- **旧制度の受験申請者は、実技試験免除を証明するもの（卒業証書・修了証書等）**

※上記の内容が自動車整備技能者手帳に確認印済みの場合には、手帳のみの提示で確認できます。

3 受験票用の証明写真　（4.5×3.5㎝）1枚　※定形外の写真では受付、受験できません。

4 郵便はがき2枚（受験案内・合否通知に使用します。宛先宛名を明記し裏面白紙のもの。）
※１級小型受験者は、４枚（筆記試験合格者で口述試験のみ受験する場合は２枚）
学科試験と実技試験を続けて受験する場合は、学科（口述）試験合格後に実技試験用案内はがき２枚を別途提出していただきます。

5 受験手数料（現金）　学科 12,500円　1級小型の学科 13,500円　実技 18,000円※
※学科試験と実技試験を続けて受験する場合、学科（口述）試験合格後に受験手数料を５月31日～６月４日の期間で納付していただきます。

6 はんこ　申請者（受験する本人）のはんこ

郵送サービス（学科試験のみ）
学科試験合格証書の郵送を希望される方は、申請時に140円切手を添えてお申込みください。（なお、合格証書を直接受領される場合は、教育部（渋谷区本町）で４月８日（予定）以降に交付いたします。）

試験会場について

緊急時等により変更があった場合には―
ホームページ
https://www.tossnet.or.jp/
より告知しますので、ご確認よろしくお願いいたします。

【TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター】
新宿区市谷八幡町８番地 TKP 市ヶ谷ビル

〔アクセス〕
JR 総武線　市ヶ谷駅　徒歩２分
東京メトロ南北線　市ヶ谷駅７番出口　徒歩１分
東京メトロ有楽町線　市ヶ谷駅７番出口　徒歩１分
都営新宿線　市ヶ谷駅４番出口　徒歩２分

アクセスマップ



注意事項　～試験運営に、ご協力お願いいたします～

1. **試験会場へは電車・バスなどの公共交通機関をご利用ください。**
 （駐車場はありません。二輪車を含む自動車での来場は禁止します）
2. **試験会場や付近住民に迷惑が及ぶ違法駐車や、不謹慎な行為などをした受験者は試験を失格にします。**
3. **会場内は禁煙です。また食事もできません。ゴミはお持ち帰りください。**
4. **種目別に時間を分けて試験を実施しますので、入室及び試験時間以外は試験会場及び廊下などへの入場を禁止します。**
5. **試験開始から 30 分以上遅刻した場合、受験できません。**
6. **受付期間終了後は、申請書・手数料などの返還はいたしません。**

★申請書・ハガキの記入は青又は黒インク（ボールペンなど）を使用し、キレイにわかりやすくご記入ください。
（氏名・生年月日など判読できない場合があります。）
消しゴム（摩擦熱）で消えるボールペンは、絶対に使用しないでください。

自動車整備技能登録試験東京地方委員会
一般社団法人東京都自動車整備振興会 教育部内
東京都渋谷区本町 4-16-4　TEL：03-5365-4300
https://www.tossnet.or.jp/

登試東第８－17号